

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更）【9】」
2. 日時：令和3年10月25日 17時50分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
関企画調査官、西内安全審査官、岩野調整係長

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力電気計装グループ課長◎ 他12名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・緊急時対策所（指揮所）運用開始までのスケジュールイメージ

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁のニシウチです。それではこれから川内原子力発電所の保安規定変更認可申請へと緊急時対策所括弧指揮所の設置とあと機能移行に係るものについてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	ヒアリングを始めるにあたってですけれども、先に確認したい趣旨だけちょっとお伝えをさせていただきますと、
0:00:30	今回申請をいただいている通り、緊急時対策所の機能っていうのは、いわゆる全モード要求
0:00:37	全モードでLCOがかかっているつまり一時たりとも欠かすことができない機能だという認識をまずしています。
0:00:45	それに当たって今までヒアリング等々の中で、こういうふうに機能移行しますっていう話は、行動とかで機関お話を確認をしているんですけども、明文化された資料がなかったものでちょっとそこを具体的に明確に確認をしたい。
0:01:01	というものです。
0:01:04	要は代替緊急時対策所から緊急時対策所括弧指揮所に緊対機能移行するにあたってどういうステップを踏んで移行していくのか。
0:01:15	その移行にあたっては緊対機能っていうのは一時退避とも欠かすことなく、どう移行しようとしているのか移行手順みたいなイメージですかね。
0:01:23	そういった部分について確認をしたいと思います。
0:01:27	はい。当文教のヒアリングの趣旨はそういうところを確認したいというものです。それでは九州電力のほうから資料に基づいて説明をお願いします。
0:01:37	はい、九州電力の井上です。本日資料は緊急時対策所、指揮所運用開始までのスケジュールイメージという1枚ものを御準備しております。1番目に主要工程がございまして総代会文書でしたり検査、教育訓練関係ということで段並べております。
0:01:53	まず一番上の主要工程ですけれども現在申請しております音声認可いただきましたら、その後10日以内に施行をいたします。ただ不足上の使用前検査合格備考に適用するということですのでしておりますので、最終的には、右のほうにていただきまして、
0:02:10	保安規定適用牛浜検査の最終使用前検査合格いただいたら、本店への適用ということで、緊急時対策所、指揮所が運用開始するということを主要工程のほうには記載しております。
0:02:24	本件の変更に伴います下位文書につきましてはその下の段ですが、下位文書の改正ということで青で及びおりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	代替緊急時対策所っていうのは潮間検査で緊急時対策所の使用前検査合格までは代替緊急時対策所従前の例として運用を継続していく形となります。最終的には下位文書が使用前検査合格後、
0:02:52	適用開始されれば、緊急時対策所指揮所として機能を維持していくということになります。
0:02:59	中段ですが検査関係ですが、1号検査5号検査、QA検査ございましてお邪魔適宜実施していつ最終使用前検査をもって本件の適用金っていう対策指揮所の運用開始となります。
0:03:14	その下基本設計方針検査としまして設備の使用前検査でしたり、右の方にいただいていたと運用面に関して下位文書への手順等の反映などの検査がございます。
0:03:27	こちらにつきまして、令和※3として下のほうに記載してございますが、もう計測制御系系統施設に係る基本設計方針検査放射線管理施設に関わる基本設計新検査その他発電用原子炉の附属施設に係る基本設計方針検査等がございます。
0:03:46	先ほどのちょっと飛ばしてしまいましたけど一番上のほうの怪文書改正ということで※1をしておりますが、こちらにつきましては左下、開設しております、緊急時対策所指揮所にかわる重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の
0:04:02	運用手順などは保安規定に規定してあります表17から19に規定する手順の対応内容に変更があるもの、こちら怪文書を改正いたしまして本当に規定するあらかじめの教育訓練として実施することを考えております。
0:04:15	最後一番下が教育訓練関係ですけども、こちらのあらかじめの教育訓練ということで、※4、右下ですが居住性を確保するための手順、必要な数の要員の収入パル手順へ代替電源設備からの給電手順をあと放射性物質の濃度及び放射線量の測定の税込
0:04:35	層厚風速、その他の気象条件の測定の手順等ということで、
0:04:40	こういうこれらに係る教育訓練をやっていながら、使用前検査を継続いたしまして、繰り返しになりますが最終使用前検査語学いただきまして、保安規定の適応経営開始怪文書の適用開始。
0:04:57	これを持ちまして緊急時対策所指揮所の運用を開始すると。
0:05:01	ということで、それまでは代替緊急時対策所を本規定に基づく従前の例として運用を継続していく形となります。
0:05:10	九州電力からの御説明は以上となります。
0:05:19	はい。規制庁ニシウチです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	ちょっと具体的なところからの説明に入って、
0:05:26	どうしていただいたんですけど、ちょっとまずスタートを入口からしっかり各1個ずつ確認をしていって、最終的には今日やりとりした内容とかを明確に審査資料に残して欲しいんですけど。
0:05:38	まず一番最初入口の部分としては、
0:05:42	結局
0:05:45	今回の申請書でいうと、不足のところでの変更認可申請の中で、付則についても申請いただいていますけど。
0:05:56	この付則の所だと。
0:06:00	このいわゆる緊対機能の移行っていう基本規定の変更を指揮所の使用前検査の合格備考に適用すると、それ以前は従前の例にしてるって言ってますけど。
0:06:14	ここで言っていたいのは、
0:06:17	の使用前検査テーマこの資料の中の検査関係の部分を指しているのかなと思うんですけど。
0:06:24	実際はこれハード面の検査が主なわけですよ。
0:06:28	一応基本設計方針検査としてその下位文書の話とかも出てきますけど、結局工認目線での検査でしかない。
0:06:35	実際にはこの説明書の中にもあるように教育訓練とか他にはやんなきゃいけないことがあると思うんですけど、ここで言っている使用前検査合格日以降に適用するっていうのは、この使用前検査が終わってからすぐ適用するものじゃなくて、こういった教育訓練関係とかも
0:06:52	そういった移行する準備が全部整った上で緊対機能移行するんだと、そういうふうに理解をさっきの説明を聞きながらしてたんですけどそういう理解でまいいんですか。
0:07:06	九州電力の井上です。ご認識の通りで結構でございます。
0:07:10	規制庁ニシウチです。まずはそういったところから明確にあの発言を説明をいただきければよかったかなということなんですけど。
0:07:19	まだまだそういう大前提があるわけですよ。
0:07:24	だからこのちょっとこれはすみませんなど、そういう趣旨なのかわかんないんですけど、施行期日のところでその使用前検査合格日以降に適用する、要は使用前検査合格日に適用するじゃなくて、以降に適用するって言うのは、
0:07:39	今言ったような希少な検査以外にも適用するために必要なことを例えば教育訓練とか、そういったものがあるからこういう記載にしてるって理解でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:51	それはちょっと違うんですかね。
0:07:54	九州電力の井上です。潮間検査につきましては、時間が何時間例えば 15 時報告書事業とすればですねその時点から適用とすると、0 時から 15 時までの間っていうのが適用されなくなりますので、
0:08:09	その合格した日以降適用という形でちょっと以前より、本規程の規則上はこういう記載にさせていただきます。以上です。
0:08:18	規制庁に周知ですそうするとあれですかこの付則上は、
0:08:25	使用前検査の合格しているかどうかっていうのが、
0:08:29	だけが気になってるっていうことですか。
0:08:35	いわゆるこういった教育訓練とか、そういったものもちゃんとしてからじゃないと、結局保安規定適用できないのかなと思ってんですけど。
0:08:46	この付則で言いたいのはどういうことを言いたいんですかね。
0:08:53	基準のイノウエですね等の作動松山検査、だけじゃなく、教育訓練が必要となりますけれども
0:09:01	現行の保安規定上もですね施設の使用前には必要な教育を行うこととありますので、必要な教育を行った後に最初な検査が終われば、の教育も兼ねて終わっているということで運用開始できるという意味で記載しております。
0:09:18	以上です。
0:09:20	規制庁ニシウチです。まずその趣旨を明確に書いていただければいいのかなと。だから、
0:09:27	ちょっと今私が理解した内容をお伝えするのでその間違えて入って欲しいんですけど、いわゆる使用前計算ってこれ法定検査なので、この検査でやる内容自体は決まってるわけですね。
0:09:39	まさにその工認目線での多分確認をしていくのかなと思ってんですけど、一方で、その使用前検査合格日までに必要な教育訓練とかも終わらせるように九州電力として、
0:09:55	対応を整理しているものだって、だからこういう不測の書き方になっているんだってそういうことですか。
0:10:02	九州電力の井上です。25 日の通りで、
0:10:05	ここですね、規制庁ニシウチです承知しました。ちなみに今の説明の中で、その種
0:10:12	施設の使用開始までに必要な教育訓練を終わらせるっていう趣旨が何か保安規定に書いてあるっておっしゃいましたかね。その該当の箇所ってちなみに今どことかって言えます。
0:10:24	そして役員及び少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:32	はい。
0:11:00	添付資料 3 になりますけれども、
0:11:07	本資料のして、
0:11:14	ここで 1 / 体制の整備等訓練の実施及び資機材開示する項目ございまして、
0:11:20	その中です。
0:11:24	(2)教育訓練の実施というものがございます。
0:11:28	もう末端に
0:11:31	ウとして重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練というものがございまして、重要度重大事故等への対処のための手順を確立維持するため、防災活動技術課長安全管理課徴収課長発電課長意見原子力訓練センター所長は、
0:11:46	当該施設の使用開始する前に力量を維持できるような維持向上のための教育訓練曜日成立性確認訓練の内容を考慮した必要な教育目を実施する。
0:11:58	いうことで規定してございます。以上です。
0:12:02	時生徒に周知でそれを返しますと、
0:12:06	最初に私がヒアリング始める前冒頭でヒアリングの開始時冒頭でお伝えした確認したかったことっていうのは、代替緊急時対策所から緊待所指揮所に緊対機能移行するにあたって、
0:12:22	どういうステップを踏んでやるんだっていうことに関して、多分直接的な回答は、まず不足で、使用前検査の合格備考に適用するまで、移行するとしていまずと、その使用前検査合格日っていうのは保安規定の添 3-5 の(2)のところで書いてるように、
0:12:40	その資本使用開始するまでに必要な教育訓練とかを含めてやるっていうことも含んでいるってそういうことですね。
0:12:49	電力イノウエです。その通りでございます。そこら辺の趣旨をまずちょっと明確に明文化して落としていただけ書き起こしてしまう。資料として書き起こしていただければなとまず思います。
0:12:59	で、
0:13:00	その上で、じゃあ具体的に実施する教育訓練とか、あとはその教育訓練するに当たって必要な手順書とかそういったものを改正をしなきゃいけないと思うんですけど、このヒアリング資料には取替階文書の改正があると思うんですけど、じゃあどういう会文書を改正するのか。
0:13:16	そこら辺をある程度具体化したものを改めて説明をいただきたいなと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:22	今の今日のヒアリングの資料の書きぶりだと下位文書の改正点の表 17 から表 19 に規定するものだけに限っているように見えるんですけど、実際は多分そんなことないと思っていて、例えば有毒ガスの手順とか、
0:13:38	あとはこのヒアリングにも確認させていただいた、タンクローリーの話ですか、そういったものとかの手順書とかも変わっていくと思うんですね、まだそういったところをしっかりとれなく改正をします。その上で、それらの中で必要なものについて教育訓練をします。
0:13:53	多分軽重あると思いますので軽微な事項についての周知だけで終わらせるとか、そういった対応もあるのかなと思いますけど、そういったところを具体的にどういう教育訓練とかやるのかっていうのも改めて資料として明確化していただければなと思います。
0:14:14	内田洋行イノウエです。了解いたしました。時場所におきましては付議事務処置基準があってその下に細かい要領というのがございますので末どの程度まで期待するかというのは別途ご相談させていただければと思います。以上です。
0:14:30	うん、はい。すべからく書く必要はないと思うんですね。今おっしゃったように怪文書といっても 40 文書とか誤字文書とかそういったからかなり細かい部分まであると思いますので、どちらかたいとそこはまさに軽重の話して、
0:14:45	主要なところ、大きく手順が変わるところとかを例示としてピックアップいただいて、それで説明をいただければいいかなと我々としても考えてます。
0:14:55	ヒヨシのイノウエです。了解いたしました。
0:14:58	はい。
0:14:59	ここまで確認したのが今回のステップの話なんですけど、あとこれは今回の申請じゃなくて今後の話になりますけど。
0:15:08	仙台の緊急時対策所でこの後に今の代替緊急時対策所と緊急時対策所の指揮所のほうを接続して、
0:15:17	緊急時対策所過去緊急時対策棟内っていう形で一体運用すると思いますが、そのときにも少なくとも名称変更とかがあるので保安規定の申請は出てくると思うんですけど、そのときにも同じように今回と今回と同じように、どういふうに移行するんだっていうのを考えて説明をいただきたいなとしっかり思っています。
0:15:38	そういう意味でそのときにもちゃんとそういう趣旨をちゃんと説明しますという宣言くらいはちょっと今回の審査資料にもちょっと入れておいて欲しいなと思ってます。
0:15:48	よろしいですか上作業場いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:51	はいよろしくお願いします。今ちょっと確認したような内容をちょっと明文化をしたものを改めて審査資料に化を追加いただいて、
0:16:01	最終的なものとして、現時点の現時点までの審査を踏まえた最終的なものとしてちょっと改めてご提出いただきたいと思うんですけども、よろしいですか。
0:16:11	挙手においでです了解いたしました。
0:16:14	はい。
0:16:15	はい。
0:16:16	大きいところ私からは以上ですけど、ほかに規制庁が行うよろしいですか。
0:16:24	はい。
0:16:32	すみません、規制庁もセキです。売店に周知が言ったことで、
0:16:39	やりくりで大体理解はされてると思うんですが、
0:16:46	私たち、
0:16:47	やっぱ最後確認しないといけないのは、
0:16:51	使用前検査が終わったらすぐれ、
0:16:56	終わった時点で
0:17:00	緊待所が移行できるように、事業者としてはスケジュールを組んで一生懸命や ってるんだらうなっていうのは理解をしているんですが、私たちとしては緊待所 無機能を移行するにあたってはやはりハーグも検査だけではなくて、
0:17:22	送付を
0:17:26	教育訓練含めたソフト的な対応もきちんと要件として整っているっていう鞍部 条件が、
0:17:33	あって初めて移行できるんだらうなど。
0:17:37	考えています。なのでもう
0:17:42	そういうスケジュール感に収めるという説明よりかはですね、やはり金解消を 確実に寄港するためにはこういう要件とこういう要件がきちんとできていないと いけないんだっていうのをまず書いていただいて、
0:17:58	その上で事業所としてはこういうふうにおさめるつもりでございますっていう、
0:18:04	説明ぶりに説明なのかなっていうふう考えてます。その説明の順番が狂う とですね、
0:18:14	誤解を与えることになりますのでそのところだけはちょっと間違いのないよう にですね、しっかり手続きをし資料のほう作成していただきたいと考えてます 私からは以上になりますが何かありますか。
0:18:31	九州電力の井上です。
0:18:33	補助金いただきましてありがとうございます。我々としまでもスケジュールあ りきではなくてですね必要な事を必要なときにまちきちんとやりながら、運用移

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	行していきたいと思っておりますのでそのような形で文書で明確に言いかけまして、再度提出させていただければと思います。よろしくをお願いします。
0:18:53	はい、規制庁の関する理解できたということでそれで最後になんですけどちょっと実態のところなんですけど、実際にCO前検査が終わって、
0:19:07	音声、合格なりの処分ができて、そのあとに、具体的に何時から移行するとかっていうのを周知するような形になるんですかね最後はちょっとその詳細を今考えていることを言っていた方がいいですか。
0:19:26	九州電力の井上です。潮間検査は合格書をいただきましたらその後発電所内で運用開始しますよということで、社内の規定文書のツールを使ってですね、各所に集中を行って、運用開始っていうのを明言する形になります。
0:19:44	以上です。
0:19:48	何か時間はすいません規制庁関図なんか時間を決めてこの時間からとかそういうわけではないんですかね、ちょっとそのところがなんか分野とすると、
0:19:59	工事するのが何か不明確かなあというような感じもするんで、ちょっとそのところ具体的に
0:20:08	明確にならないようにちょっとどうするのかっていうのはちょっと資料まとめられる際にあわせてちょっと考えてみて、書いていただければと思います。私から以上です。
0:20:22	はい、衣川です。ありがとうございます。特重のときも同様な形で時間までは施設に日にちだけで運用開始ということを明確にしたというのもございますのでその辺を搭載確認しまして、自分の落とし込みたいと思います。ありがとうございます。
0:20:37	規制庁の関するどうしても二つあるので、どっちに行くかねいけばいいんだっていうところからやっぱり始まってくると思いますんで、そこが確実に伝わる方法でないといけないと思いますし、
0:20:54	それぞれ集まってくる方がそれなりの人数いらっしゃると思うんで、
0:21:02	やっぱそういうことも含めて、
0:21:05	リリース時間まりっていうのはやっぱり厳格にある程度扱うべきなのではないのかなというふうに考えてます。
0:21:12	私からは以上になります。あと、ごめんなさいちょっとすごい細かいところになりますけど、今回移行するにあたって球菌対処から新しい緊対所にこうもの持っていくとかそういうことは一切ないということでよろしいですよ、一応ちょっと確認させてください。
0:21:49	九州大学のS社お待ちください。
0:22:49	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:51	現在の運用してもらったり緊急時対策所に必要な機能を失わないいい程度 です予備とかある部分については流用ができる部分については、守って いて、緊急時対策所でも使用するという考えであります。ちょっと具体的に説 明は、
0:23:08	ピンときておりませんが、そういう運用にしようと考えているところです。以上で す。
0:23:18	規制庁もすぎでさ。もしもちょっとそういうことがあるのであればそこもやはり円 滑な移行のためにどう考えてるのかっていうのはきちんとちょっと示していただ きたいと考えます。は明日の説明資料の中でちょっと
0:23:34	確認をさせてもらおうと思います。私からは以上になります。九州電力の奥原 です。
0:23:41	よろしいでしょうか。
0:23:43	うん。どうぞ。
0:23:45	はい。先ほどセキさんのおっしゃられているところでいきますと
0:23:50	SAの可搬型地域をですね、一番
0:23:54	保管場所変更ということで大体平均から金ベースの指揮者のほうに、
0:23:58	もう動かすことでございます。それをですね固化したところで検査をさせてもら いますので、検索にはですね即日交付ってということで調整をさせていただいて ます。ていうのが出てきから緊対所持ってって商売検査を受けて、
0:24:14	で受けたらまだ代替緊対所の機能があるので、戻すということをする緊待所 で検査を受けたことが意味がなくなりますので、
0:24:23	移行した時点で検査をしてその日に即日交付ということで最終日
0:24:29	今現状想定している最終日とその移行したものを動かすっていうものを
0:24:36	アサヒが検査になっております。
0:24:44	規制庁の関する書面化してください。
0:24:52	しなきゃいけないわけです。了解いたしました。
0:24:57	規制庁ニシウチです。
0:24:59	今セキが確認した話の部分なんですけども書面化するにあたっては、最初に この問題意識を言った通り、緊対機能を1台とも損なわないようにどう移行す るのかっていうところの
0:25:14	確認点を踏まえて、書面化をしていただければなど。
0:25:19	要は多分、今の話を聞く限りは予備も含めて丸と大体金から指揮所のほうに 持っていくのかなあと思いましたけど、その期間って多分大体金が生きてる期 間のはずですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:34	またその期間に一時的に持っていくってことは一時的にその代替機にその機能がなくなるっていうふうには取れるのかなと思うんですけど、例えば距離的にも近いのですぐに復旧できますとかそういう話なのか、もしくはさっき言ったように、自主的な予備費設備。
0:25:50	要は多様性拡張設備ですかね、そういったものを活用して検査を行うようにしているのかとか、
0:25:55	多分手段はいくらでもあると思うんですけど九州電力としてどういうふうに緊対機能欠かせないようにこういった検査以降対応っていうのを付番あのやろうとしているのかって言うところを念頭に、そういった書面かお願いできればと思います。よろしくをお願いします。
0:26:12	吉国区イノウエです。了解いたしました。
0:26:16	規制庁ニシウチですけども、よろしくをお願いします。それが規制庁側からよろしいですかね。
0:26:22	はい、九州電力から全体通して何かありますか。
0:26:28	そして伸びの上ですこちらから特段ございません。はい。それでは今日の話の踏まえて明確に書面化して審査資料として再度御提出をお願いします。それを踏まえて、私どももう一度確認をさせていただきましてまた何かあればヒアリングという形で話を聴きできればと思います。
0:26:46	それでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますと。
0:26:51	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。